

神奈川県立平塚湘風高等学校 同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は、神奈川県立平塚湘風高等学校同窓会と称する。

第2条 本会の本部（事務局）は、神奈川県立平塚湘風高等学校内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、会員相互の親睦および母校の健全なる発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会および懇親会の開催
- (2) 会員への広報・連絡活動
- (3) その他会員の相互扶助および母校の後援に関する事業など

第3章 会員

第5条 本会は次の会員を持って組織する。

- (1) 正会員（平塚湘風高等学校卒業生）
- (2) 特別会員（平塚湘風高等学校の現・旧職員）

第4章 役員およびその任務

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 学年幹事（各卒業年度別の代表） 2名
- (7) 顧問 若干名

第7条 役員は次の方法により選出する。

- (1) 会長および副会長は、役員会が推薦し、総会の承認を得て決定する。
- (2) 書記、会計、会計監査は、会長が委嘱する。
- (3) 幹事は、各卒業年度ごとに代表を選出する。
- (4) 顧問は、役員会の推薦により、母校の校長、副校長、教頭および職員に委嘱する。

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

第9条 書記は、会務の記録および諸連絡等の庶務一般を行う。

第10条 会計は、本会の会計を行い、年1回会計報告を行う。

第11条 会計監査は、会計報告に従って、その監査、報告を行う。

第12条 学年幹事は、会務を執行し会員相互の連絡等を行う。

第13条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 総会およびその他の会議

第14条 本会には、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 幹事会

第15条 総会は、本会の最高決議機関であり本会の会員をもって組織し、年1回11月3日（祝）に平塚湘風高等学校にて開催するものとする。ただし、必要のある場合は臨時に開催することができる。また、総会での議決は、出席会員の過半数の賛成をもって、これを決定する。

第16条 役員会は、役員を持って構成し本会の活動についての審議、運営に当たる。役員会は会長が招集する。

第17条 幹事会は、学年幹事をもって構成し、本部と会員および会員相互の連絡をはかり、役員会を補佐する。

第6章 会計

第18条 本会の会計は、入会金および寄付金、その他の収入をもって、これにあたる。入会金以外の会費はこれを徴収しない。また、特別会員からは入会金を徴収しない。

第19条 入会金は、3000円とし、在学中に予納するものとする。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第7章 改正

第21条 本会則の改正は、総会において出席会員数の過半数の賛成を得なければならない。

第8章 附則

第22条 本会の会員で、その住所、身上等に異動のあった場合は、その都度、本部（事務局）に連絡しなければならない。

第23条 本会則は、平成22年4月1日よりその効力を発するものとする。